



民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

第2回 公正証書遺言について

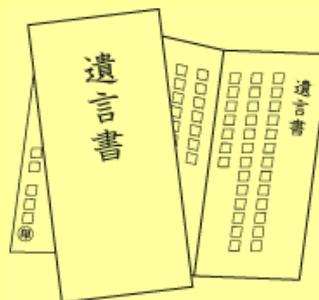
遺言の方式には、決められた方式があり、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」という3つの方式が民法で定められています。「遺言を残すなら公正証書で」ということをよく耳にしますが、なぜなのでしょう。ここでは自筆証書遺言と公正証書遺言の違いについてお話をします。

自筆証書遺言

簡単に言うと、氏名、日付、遺言内容のすべてを自筆でかかなければならない、という方式の遺言です。

自筆証書遺言のメリットは、自分で書けばよいので、いつでも費用をかけずに作成できる点です。デメリットは、法律で定められた要件を満たさないとして無効になったり、内容が曖昧になり、かえって紛争の種になり得るという点です。また、第三者（もっぱら自己に不利な内容の遺言をかかれた相続人）による破棄、改ざんの危険もあります。自書が要求されますので、手が不自由な方には使えない方法です。

例えば、本文をパソコンで作成し、署名捺印の部分だけ自書した場合は、要式（遺言・婚姻・手形の振り出しなど、一定の方式に従って行わなければ成立しないか、または無効とされる法律行為。）に不備があるとして無効になります。また、「長男、二男、長女に3分の1ずつ、不動産は長男に相続させる」という内容の遺言の場合、長男が相続する3分の1の遺産の中に不動産を含む趣旨か、不動産を除く遺産を3分の1ずつ相続し、長男はそれとは別に不動産を取得できる趣旨かはっきりしません。



公正証書遺言

遺言者が公証人の前で遺言の内容を口頭で伝え、公証人が遺言者の真意を正確に文章にまとめ、作成する方式の遺言です。

公証人は、多年、裁判官、検察官等の法律実務に携わってきた法律の専門家です。どんな内容にするか悩むことも少なくないと思いますが、公証人が親身になって相談を受けながら最善と思われる遺言書づくりの手伝いをしてくれます。したがって、要式の不備もありませんし、内容が曖昧になることもまずありません。また、公正証書遺言は、原本が必ず公証役場に保管されるので、破棄されたり、改ざんのおそれ也没有ありません。自書する必要もないため自書ができない方にも利用ができます。さらに、遺言者が高齢で体力が弱り、あるいは病気のために公証役場に出向くことが困難な場合には、公証人が遺言者の自宅や病院に出張して遺言書を作成することもできます。

次に、公正証書の作成方法などについてお話します。十勝管内では帯広市内に公証人役場があります。公正証書作成費用は、政令で定められています。概要は以下の通りですが、詳しくは、公証役場に確認する必要があります。

(遺言の目的たる財産の価格)	(手数料の額)
100万円まで	5000円
200万円まで	7000円
500万円まで	11000円
1000万円まで	17000円
3000万円まで	23000円
5000万円まで	29000円
1億円まで	43000円

(注意点)

相続を受ける人ごとにその財産の価額を算出し、これを上記基準表に当てはめて手数料額をもとめ、手数料額を合算して、遺言書全体の手数料を算出します。

遺言加算といって、全体の遺産が1億円以下の場合、1万1000円が加算されます。

今回は、後見人制度についてお話をしたいと思います。

何か、興味のあるテーマがありましたら、事務局へご一報ください。